

てすべて聖者となしたのに対し善導は、玄義分に

看此觀經定善及三輩上下文意總是仏去世後五瀦凡夫但以過有異致令九品差別

とし、上品三生を大乘の凡夫、中品三生を小乗の凡夫、

下品三生を惡に遇える凡夫となし、九品の往生人を、ことごとく凡夫であると主張されたのである。ではこの見解の相違はどこに存するのだろうか。それは、本經に対する觀点の相違より来るところで、諸師が觀仏為宗の經典とみたに對して善導は、觀念仏一經二宗の説をたて、觀仏を以て定善十三觀に限り、散善は未來世の散心の凡夫のために説かれた仏自開の念仏為宗の教であるとして、觀仏より除外して考えた所にあるのである。諸師は九品各生の機類を判ずるに、証得する果報より眺めたに對し、善導は九品往生をする行人の修する因行より眺めて機類を判じたから、善導独自の九品觀が出来たのである。

要するに善導は、諸師の觀經に對する謬解を正するために觀經疏を著し、曇鸞、道綽二師の教義を繼承し、以て觀經の真意、随つて浄土教の本義を大成されたのである

がその教學の基調は、末法時に於ける為凡の教ということであり、従つて師の浄土觀に於ても指方立相という具体的な浄土を構えられたのである。

浄土宗法度の研究

巨山秀彦

三十五ヶ条法度といえ、いわずとも江戸時代で、徳川幕府によつて作られた法度であることは明らかである。それでは、なにゆえこの時代にこのような法度が成立したかということになる。それには種々の事情がからんでいたことは事実であるが、こゝではそのいちいちについて述べることは許されないので、次に大まかではあるが、三十五ヶ条法度成立の由来について簡記する。

第一に、徳川幕府施政当時の社会情勢は非常に乱れており、その混乱した世相を收拾するのにまず僧侶をしてこれに当らしめた。というより、常規を逸した僧侶が行動を矯めんがために諸宗を法度により取締り、支配統禦

を容易にし、その本分の道に進ましめ、これにより社会の秩序を恢復し、人心を鎮定せんがための一挙兩得策としての方便に用いられたもの、ようである。

第二に、邪宗門禁圧の手段として仏教寺院を用い、仏

教諸宗の本山に対しては厳格な法度を下し、その組織を整備し、一宗統轄の機関たらしめ、その実施に寺院が関与したのは、一に切支丹宗門を嚴禁して信徒を探索するためであつたことはいうまでもなく、これを戸口調査と結びつけ、庶民は邪宗門にあらざることを証するため、住辺地の何れかの仏教寺院の増那として登録しなければ安居築業を許されぬようになし、こゝに寺増關係、寺請制度が必然的に確立し、かくて宗門改はこの組織を通じて嚴重に行われた。然し、このことはまだ他にも理由があり、農民の担税力を調査するためにも用いられた。

最後に、对朝廷政策から出たもので、朝廷の勢力を殺いで、自らこれを吸収せんとする意図のもとに出た政策の一つであり、京都朝廷の寺院に対する従来の権力を関東(幕府)に奪うための手段として用いたのである。

かくして、元和元年七月に至り諸宗法度は制定せられたが、既にそれ以前に、禁中並に公家諸法度の中においても僧官昇進等の規定は設けられており、对朝廷政策のきざしは見受けられる。

然し、法度形式のものとは、こゝに於て初めて成立したのではなく、その端は、大宝元年の大宝令の中に収められている僧尼令が最初であり、寺院法度制定の序幕は慶長六年にはすでに開かれており、高野山人学侶の分隴がそれで、その後寺院法度は次を遂うて発布せられ、而して、その制定は慶長十三年に始まり元和元年に至つて完成した。

かようにして、国家の必要により種々の法度が制定せられ、宗団としては外面的形式も整い、漸次良くなつていったが、その実、宗教としては制度の固定となり、些少の新義新説をも許されず、萎縮沈滞し、従来の発刺たる生氣が欠け、仏教全体の風潮としては余り健全たるものではなくなつていった。即ち、地についた宗教というか、仏教本来の教えからそれるところが多く、民衆の要

望に応ぜないばかりか、むしろ逆行する向きさえあらわれてきた。

このように、法度の制定により良い面も出てきたが、その反面、これに伴う弊害が多々あらわれて来た。このことは、内部的にも反省すべき問題であるが、それにも増して為政者の政策ということに大きく左右されるところである。

以上述べたところを眺めて察知し得ることは、為政者の思想的感覚（信仰心など）より政治的な面が非常に強調されており、仏教を政策の具として取扱っているというところ、即ち、仏教寺院を近世社会機構の中に組入れ、無秩序に散在する寺院を組織的にし、中央集権化を図り、封建的体制下に統制して、更にこれを他の政策面に利用したにすぎない。

かくの如き諸種の事由により、江戸時代に於ける寺院法は成立し、且つほとんど完備するに至つたのである。当宗法度と雖もその例外ではなく、これらの中の一法度にすぎず、元和元年七月、家康御印つきで発布せられた

ものである。

インターネット公開許諾のない文章には
墨消し処理を施しています。